

先島に配備する地对艦ミサイルは「海上優勢獲得」のため

2017年11月11日 FB ページに投稿



沖縄県は、一昨年 2015 年の 9 月 24 日付で沖縄防衛局に「自衛隊の島しょ配備等について」照会しました。若宮防衛副大臣による石垣市への陸自受け入れ要請（同年 11 月 26 日）以前の事です。それに対して、沖縄防衛局は、同年 12 月 10 日に、当時の企画部長森浩之さんの名前で回答しました。次呂久成崇県議が今年 8 月にその文書を手して下さったので、私たちも回答内容を知ることができました。

<http://loveishigaki.jp/.../deploy.../150924OkinawaPrefQandA.pdf>


この回答には、いつもながらの「ごまかし」、「はぐらかし」が並んでいますが、いくつか重要なものもありました。

中でも驚いたのは、ミサイル配備の理由を問われて、「地对艦誘導弾部隊の配置は、島嶼防衛に当たって、艦艇等による島嶼部への上陸阻止や周辺海域における海上優勢の獲得を念頭に置いています。」と答えていたことです。

沖防企第 5 4 3 7 号
平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

沖縄県知事公室長
町田 優 殿

沖縄防衛局企画部長
森 浩之



自衛隊の島しょ配備等について（回答）

平成 2 7 年 9 月 2 4 日付知基第 1 0 7 号で照会のあった件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 (1) アについて

中距離地对空誘導弾部隊の配置は、島嶼防衛に当たって、港湾や空港など島内の重要なインフラ等を狙った経空脅威に対処できることを念頭に置いています。

また、地对艦誘導弾部隊の配置は、島嶼防衛に当たって、艦艇等による島嶼部への上陸阻止や周辺海域における海上優勢の獲得を念頭に置いています。

なお、中距離地对空誘導弾の防護範囲や地对艦誘導弾の射程距離等の装備品の性能の詳細についてはお答えできません。

なぜ驚いたかと言うと、「周辺海域における海上優勢の獲得」は、防衛省が、その後の市への説明資料や、石垣市民、宮古島市民の質問に対する回答の中で一切触れず、隠し続けてきたことだったからです。

その代わりに防衛省が「愛用」してきた説明は、「地对艦誘導弾部隊は、島嶼部に対する侵攻を可能な限り洋上で阻止し得る部隊」というものでした。

防衛本省が地对艦ミサイル（誘導弾）を「海上優勢の獲得・維持」のための装備と位置づけてきたことは、秘密でも何でもありません。「中期防衛力整備計画」や、毎年「概算要求の概要」で繰り返し述べてきたことです。添付写真は、最新の2018年度概算要求の概要パンフレットの一部分です。「海上優勢の獲得・維持」のための装備一覧の中に、石垣島に配備予定の12式地对艦誘導弾が、写真付きで載っています

(3) 海上優勢の獲得・維持

II

各種事態における実効的な抑止及び対処

- 固定翼哨戒機（P-3C）の能力向上（再掲）
- 固定翼哨戒機（P-3C）の機齢延伸（再掲）
- 哨戒ヘリコプターの機齢延伸（再掲）
- 画像情報収集機（OP-3C）の機齢延伸（再掲）
- 護衛艦の建造（再掲）
- 護衛艦の艦齢延伸（艦齢延伸工事2隻及び部品調達7隻分）（再掲）
- 潜水艦の建造（再掲）
- 潜水艦の艦齢延伸（艦齢延伸工事4隻及び部品調達5隻分）（再掲）
- 標準型ミサイルSM-6の取得（再掲）
- 12式地对艦誘導弾の取得（1式：129億円）
【30概算要求までの整備数/中期防内の整備数：7式/9式】



12式地对艦誘導弾

では、なぜ、先島配備の説明では、「海上優勢」を避けてきたのでしょうか？

「海上優勢」とは少々耳慣れない言葉ですが、毎年発行の「防衛白書」の脚注には、防衛省の公式説明が載っています。それは、

「海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態」

というものです。つまり、昔の「制海権」とほぼ同じ意味の用語です。

地对艦ミサイルは、この「海上優勢の獲得」で、どんな役割を果たすのでしょうか？地对艦ミサイルにとっては、公式説明の言う「海域」、あるいは森企画部長の言う「周辺海域」とは、その射程が及ぶ範囲の海域と考えるのが自然です。産経新聞が繰り返し報道しているところでは、12式地对艦ミサイルの有効射程は約200kmです。ですから、岸から約22kmの領海をはるかに超える航行の自由が保障された海域が対象海域になります。

もちろん、領海と違って航行の自由が保障された海域では、国際法はどの国の艦船に

も平時の自由航行権を保証しています。だから、このミサイルがあっても、平時に外国船が「周辺海域」に入るのを抑制する効果は全くありません。今年6月11日に石垣市民会館で行われた防衛省の第3回「住民説明会」でも、「石垣島に基地を置いたら中国の軍艦や公船が尖閣に近づかなくなるのか」という質問に、防衛省は「平時においてすべからず軍艦が近づかなくなるとは言えない」と答えています。6月12日投稿に添付した動画の1:08:38付近をご覧ください。

<https://www.facebook.com/loveishigaki/posts/1347002095377559>

平時の役割はほとんどなく、もっぱら、有事（戦争や武力衝突）の発生時に対応する装備です。

では、有事にこのミサイルで「海上優勢を獲得」するとはどういうことか？それは、相手の艦艇が射程内海域に入って来ないようにけん制し、それでも入って来て海上自衛隊艦艇の「諸作戦の遂行」が脅かされる場合には、相手艦艇に向けて発射・攻撃し、これを撃破すること以外には考えられません。ここでは、相手艦艇が石垣島や宮古島を侵攻するか、とか、遠くからでも攻撃しているか、などは全く関係がありません。それどころか、たとえ島に犠牲が出るとしても、ひたすら、広い海域で自国艦艇の自由な作戦行動を支えるのが任務です。

こう見てくると、防衛省が先島配備の説明で「海上優勢」を避けた理由がわかってきます。それはおそらく、「艦艇等による島嶼部への上陸阻止」とか「島嶼部に対する侵攻を可能な限り洋上で阻止」と言えば、多くの市民に、「石垣島や宮古島を守るための装備」と思わせる（ないし勘違いさせる）効果があるのに対して、「海上優勢の獲得」にはそういう効果がない、と言うか、むしろ「島を守る装備ではない」ことをはっきりさせてしまうからでしょう。

だから、避けてきた。しかし、初期の段階では、沖縄県からの公式照会に正直に回答してしまった、ということでしょう。

この2年前の回答によって、私たちが一貫して主張してきた「先島に配備予定の地对艦ミサイルは、宮古島や石垣島の防衛用ではなく、東シナ海有事に備えた対艦攻撃用装備である」ことに、疑問の余地はなくなりました。

もちろん、飛翔部分1基のお値段はせいぜい数千万円から1億円程度のミサイルで、1隻数百億円から数千億円もする軍艦と多数の乗員が海の藻屑になってしまったら、相手艦隊の司令官はたまりません。ですから、「こういうミサイルの基地を置けば、有事には真っ先に弾道ミサイルや長射程巡航ミサイルの集中攻撃を受けることも覚悟しなければならぬ」ことにも、疑問の余地はないでしょう。中国は、そういうミサイルを何千発も保有しています。

こんなに危ない対艦ミサイル基地を、5万の人が住む小さな島に置くなんて、絶対に許せません。